

公益社団法人三田市シルバー人材センター称号授与規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益社団法人三田市シルバー人材センター（以下「シルバー」という。）の称号の授与に関して必要な事項を定めるものとする

(称 号)

第2条 称号の名称はシルバー相談役（以下「相談役」という。）とする。

(相談役)

第3条 理事長は、シルバーの役員として在籍し、その功績が特に顕著であった者に対し、相談役の称号を贈ることができる。

2 理事長は、シルバーの運営等について必要ある時は相談することができる。

第4条 相談役の称号の授与は、理事会の議決を経て決定する。

(授 与)

第5条 理事長は、理事会において相談役証を授与する。

附 則

この規程は、平成14年6月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。